

## 奈良市都市計画マスタープラン地域別ワークショップの概要

審議会等の名称	奈良市都市計画マスタープラン地域別ワークショップ
設置目的、担当事項	奈良市都市計画マスタープランの策定にあたり、市民の意見を広く反映させるために設置し、地域ごとにまちづくりの課題や将来像等について議論する
設置根拠法令等	都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2 奈良市都市計画マスタープラン地域別ワークショップ設置要領
設置年月日	平成24年10月22日
委員数	91人(9地域)
任期	奈良市都市計画マスタープランの策定が終了するまで
委員構成	(1)市民から公募した者 (2)その他市長が必要と認める者
公開・非公開の別	「奈良市都市計画マスタープラン地域別ワークショップの傍聴に関する取扱要領」による
担当課	都市整備部都市計画課